

衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 23 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出第 56 号）

・上川法務大臣、船橋財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）山下貴司君（自民）、大口善徳君（公明）、稲富修二君（立民）、池田真紀君（立民）、松平浩一君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

山下貴司君（自民）

- （1） これまでの所有者不明土地対策への取組を踏まえた両法案提出についての法務大臣の所感
- （2） 所有者不明土地等問題対策推進工程表に基づき制定された各法律の効果についての法務省及び国土交通省の見解
- （3） 民法の一部改正
 - ア 不明共有者等がいる場合の共有物の利用促進のための具体的な改正内容
 - イ 管理を超える共有物の変更について共有者全員の合意が調わない場合の具体的な改正内容
 - ウ 共有物分割において価額賠償による一括取得が可能であることが明記されたことの意義
 - エ 所在等不明共有者の不動産の共有持分について相当額の金銭を供託して取得、売却できる制度における共有者が所在等不明であることの立証の程度
 - オ 所在等が判明している共有者のみで不動産である共有物の分割手続又は第三者への売却を行う場合に、登記が 1 回で済む方法
 - カ 不動産登記簿の表題部の登記が不正常である土地の「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づく対応及び今回の改正案による同土地への対応
 - キ 相続開始から 50 年経ち、死亡している登記名義人の法定相続人の 1 人が外国で死亡しており、更にその相続人が不明である場合に、その土地を譲渡又は処分する方法
 - ク 管理する気のない悪臭がするなどのいわゆるごみ屋敷に対する管理不全建物管理制度の適用の可否
 - ケ 隣地に所在等不明共有者がいる場合や隣地共有者のうち 1 人の合意が得られない場合に境界が確定できない問題に対する今後の取組
- （4） 所有者不明土地問題に対する今後の取組についての法務大臣の見解

大口善徳君（公明）

- （1） 不動産登記法の一部改正等
 - ア 本改正により申請の義務が課される相続登記の類型
 - イ 相続人申告登記に基づく登記事項証明書の記載の誤認を防ぐための対策の内容及び数次相続が発生している場合を含む相続人申告登記の申出に当たり添付が求められる書面の簡略化の必要性
 - ウ 登録免許税の減免策についての法務大臣の見解
 - エ 住所等の変更登記に当たっての他の公的機関との情報連携の全体像
 - オ 登記簿の附属書類の閲覧に関し、DV 被害者等が提出したプライバシー性の高い書面の取扱い及び改正後の不動産登記法第 121 条第 3 項の「正当な理由」として運用のみで DV 被害者等の保護を行うに当たり、十分な配慮が必要であるとの考えに対する法務省の見解
 - カ 申請義務違反による過料の制裁の運用についての法務大臣の見解
 - キ 相続登記等の申請の義務化及び期間経過後の遺産分割における相続分に係る規定に民法等改正法

施行後以前に開始等した相続や遺産分割についても適用される旨の経過措置を設けた理由

- (2) 相続土地国庫帰属法案第2条第3項第5号の「境界」の意味及び土地の国庫帰属に係る申請時の要件審査において隣地との境界を明らかにする資料の提出を要しない取扱いとすることの是非
- (3) 民法の一部改正
 - ア 相続登記の未了等により既に共有者が多数となった土地の共有関係を解消するため、所在等不明共有者の持分の取得等の規定を設ける意義及びその具体的な内容
 - イ 創設される財産管理制度の各管理人の選任における司法書士の活用に対する法務大臣の見解
 - ウ 管理不全土地管理制度において地方公共団体の長などを請求権者としなかった理由
 - エ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の施行後の見直しに際し、地方公共団体の長に管理不全土地管理制度についての申立権を付与することを検討する必要性
 - オ ライフラインの設備設置権等を明文化した趣旨及びその具体的な周知方法

稲富修二君（立民）

- (1) 不動産登記法の一部改正
 - ア 昨年の相続による所有権の移転登記の申請件数、相続が発生した場合に実際に登記がされる割合及び相続登記の申請を義務化した場合における申請件数の増加見込み数
 - イ 相続登記及び住所移転登記の申請の義務化を国民に周知するための具体的な方法
 - ウ 相続登記をせずに死亡した者を登記名義人とするための登記にかかる登録免許税の免税措置の目的、効果及び今後の取組についての財務大臣政務官の見解
 - エ 令和3年度税制改正大綱検討事項にある登録免許税に係る必要な措置の具体的な内容及びその措置が相続登記や住所移転登記の未了問題を解決し、所有者不明土地問題の解消につながるの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 今回の法改正により、司法書士の業務の増大が見込まれるため、司法書士の人数を増やす必要があるのではないかの考えに対する法務省の見解
- (3) 今回の法改正により、登記官の業務が増大することを踏まえ、登記官の人数を増やす必要性
- (4) 相続により取得した土地のうち、相続土地国庫帰属法に基づき国庫に帰属されることになる土地の割合の具体的な見込み
- (5) 民法の一部改正
 - ア 所在等不明共有者以外の共有者による共有物の変更や管理を認める裁判所の決定後に、所在等不明共有者が現れ、異議を述べた場合の解決方法
 - イ 所有者不明土地・建物管理命令や管理不全土地・建物管理命令の具体的な申立権者
 - ウ いわゆるごみ屋敷問題が起きた場合に、管理不全土地管理命令の申立権者に町内会がなれるか否かについての法務省の見解
 - エ 管理不全土地管理制度における「利害関係人」の範囲の周知方法
 - オ 隣地使用に関する限界を示す具体的な運用基準
 - カ 土地所有者が越境した隣地の竹木の枝を自ら切除した場合の費用負担について双方で合意に至らない場合の具体的な解決方法
 - キ 土地所有者が越境した隣地の竹木の枝を切除できる場合の要件

池田真紀君（立民）

- (1) 3月10日の当委員会で厚生労働省が答弁した生活保護法第77条に基づき支弁した保護費を扶養義務者から徴収した事例の件数の訂正
- (2) 相続土地国庫帰属法案
 - ア 生活困窮者が相続等により取得した土地を国庫に帰属させる際に支払う負担金の減免措置の検討

の有無

イ 上記アの検討の時期

ウ 土地の国庫帰属を法務大臣が承認する場合、管理又は処分に過分の費用又は労力を要する崖地を除くこととした趣旨及び危険な崖地において執ることとされている行政的な措置の具体的な内容

エ 上記ウの行政的な措置に費用がかかるのであれば、危険な崖地を国庫帰属させても問題ないとの考えに対する法務大臣の見解

オ 国庫に帰属した土地の利活用の方策

カ 国庫に帰属した土地を市町村とも連携して適切に利活用するための枠組や手続の検討状況

(3) 不動産等登記法の一部改正

ア 相続登記の申請の義務違反に過料の制裁を設けた趣旨及び当該登記費用を負担する能力がない場合が過料の制裁を科さない要件である「正当な理由」に該当するか否かの確認

イ 登記簿の附属書類の閲覧についての「正当な理由」の具体的な内容及びこれによりDV加害者からの閲覧請求を拒否できるか否かの確認

ウ 上記イの閲覧請求に対し、DV被害者等に寄り添ったきめ細やかな運用をする必要性についての法務大臣の見解

松平浩一君（立民）

相続土地国庫帰属法案

ア 相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させるという相続土地国庫帰属制度の法的性質

イ 本法案は土地所有権の放棄を認めることを前提としているのか否かの確認

ウ 土地所有権の放棄を認めず国庫に帰属させることとした理由

エ 一般論として、土地所有権の放棄を認めることの可否

オ 法務省は、土地所有権の放棄はできないと解釈はしないとの理解でよいことの確認

カ 土地所有権放棄の可否についての解釈を行わない理由

キ 平成30年3月20日の当委員会での土地所有権放棄の可否について検討を進める旨の当時の上川法務大臣の答弁を踏まえた現在の検討状況

ク 土地の所有権の国庫帰属の手続が土地所有権の放棄の可否の議論を後退させる懸念があることを踏まえ、不要な土地の有効利用の観点からも土地所有権放棄の可否についての検討を進めるべきとの考えに対する法務大臣の見解

ケ 本法案の承認申請権者に死因贈与により土地を取得した者が含まれるか否かの確認

コ 死因贈与により土地を取得した者を承認申請権者に含めないこととした理由

サ 形式的な理由で死因贈与を含まないこととしたのであれば、その取扱いについて今後の見直しの際の検討課題にすべきとの考えに対する法務大臣の見解

シ 承認申請権者に相続人以外の者に対する遺贈により土地を取得した所有者を含めないこととした理由